

第1問 答案用紙
(企業法)

問題 1	Dは、本件決議（179条の3第3項）には特別の利害関係を有するBが議決に加わった点で369条2項違反の瑕疵があるとして、本件決議の効力を否定する主張をすると考えられる。 まず、Bが「特別の利害関係を有する取締役」（369条2項）に当たるかが問題となる。「特別の利害関係」とは、決議につき個人的利害関係を有し、忠実義務（355条）違反をもたらすおそれのある場合を意味する。Bは、議決権の9割を有する特別支配株主（179条1項）かつ本件請求の当事者であり、売渡株式の対価（179条の2第1項2号）を低廉に定める等の個人的な利益を有する。他方、甲会社の取締役会は、売渡株主のため対価等の条件の相当性を審査すべき立場にある。よって、忠実義務違反をもたらすおそれがあり、Bは「特別の利害関係」を有する取締役にあたり、Bが議決に加わった本件決議は369条2項に違反する。 次に、特別の利害関係を有する取締役が議決に加わった取締役会決議の効力につき明文規定がなく問題となる。この点、同条項に違反した決議は、一般原則に従い、原則として無効であるが、当該取締役を除外してもなお決議の成立に必要な多数が存するなど、瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められる特段の事情があるときは、法的安定性の見地から、無効とはならないと解する。 本問では、Bを除外すると議決に加わりうる取締役はE・Fの2名であり、Eは賛成、Fは反対であるから、369条1項の決議要件である過半数の賛成を満たさない。したがって、決議の結果に影響を及ぼさない特段の事情はなく、本件決議は無効であり、Dはその無効を主張できる。
------	--

問題 2	(1) 特別支配株主の株式等売渡請求	(2) 会社法 179条1項
------	--------------------	----------------

問題 3(1)	売渡株式等の取得をやめることの請求	会社法 179条の7第1項1号
(2)	本問の時点で株式等売渡請求の取得の効力は発生しておらず、Dは、株式等売渡請求に法令違反があり、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるとして、売渡株式等の取得をやめることを請求する(179条の7第1項1号)。本問では、取締役会による承認決議が必要であるにもかかわらず(179条の3第3項)、その決議に瑕疵があり無効であるため、Dは、同条項違反の法令違反が認められる旨を主張する。そして、当該取締役会決議を欠くことで、上述の対価等の条件の相当性の審査がなされていないことにより、売渡株主Dが適正な対価の交付を受けられない等の不利益を被るおそれがあることを主張すべきである。	

問題 4	(1) 売渡株式等の取得の無効の訴え	(2) 会社法 846条の2
------	--------------------	----------------

第2問 答案用紙 (企業法)

問題 1	(1)	A : Aは、分配可能額がないにもかかわらず剰余金の配当（461条1項8号）を行った業務執行者及び本件議案を定時株主総会に提出した取締役として、乙会社に対し、株主に交付した30億円を支払う義務を負う（462条1項柱書、1項6号イ、会社計算規則159条8号イ、160条1号）。そして、Aは粉飾を意図的に行っている点で無過失を証明できず（462条2項）、同責任を負う。また、乙会社に30億円を超える損害が発生していれば、計算書類の虚偽記載及びそれに基づく配当という任務懈怠に基づき、乙会社に対して損害賠償責任を負う（423条1項）。以上を、Dは主張する。
		B : Bは本件取締役会議事録に異議をとどめておらず、決議に賛成した取締役と推定される（369条5項）。また、Bが決議で反対した事実は認められず、当該推定を覆すことはできない。従って、本件取締役会決議に賛成した取締役として（会社計算規則160条3号）、乙会社に対し30億円を支払う義務を負う（会社法462条1項6号イ）。そして、粉飾に懸念を抱きながら是正しなかった点で、無過失を証明できず（462条2項）、Aと連帯して、同責任を負う。さらに、乙会社に30億円を超える損害が発生していれば、監視義務違反（362条2項2号）を理由に、乙会社に対して損害賠償責任を負う（423条1項）。以上を、Dは主張する。
		C : Cには本件計算書類の監査を適切に行わなかったという任務懈怠があり（381条1項、436条2項1号、会社計算規則127条）、粉飾を見逃している点で過失も認められる。そして、乙会社に損害が発生し、当該損害と任務懈怠との間に相当因果関係が認められれば、乙会社に対し、A及びBと連帯して、損害賠償責任を負う（423条1項）。以上を、Dは主張する。

(2)	①	会社法 371条2項、3項
	②	業務執行の意思決定機関及び監督機関である取締役会の議事録には、会社の機密事項が多数含まれているため、その漏洩を防止する必要がある。また、監査役会設置会社では、取締役会への出席義務が課される監査役が（383条1項本文）、そこでの情報をもとに監査権限を行使するため、株主による監督権及び情報収集権を抑制することも許容される。そこで、株主による濫用的な閲覧請求を阻止するため、裁判所の許可が必要とされる。

問題 2	(1)	①金融商品取引法 21条の2第1項、25条1項3号
		②金融商品取引法 24条の4、22条1項、21条1項1号
(2)		有価証券報告書中の連結財務諸表についての監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であるものを虚偽でないものとして証明した監査法人Qは、記載が虚偽であることによってEに生じた損害を賠償する責任を負う（24条の4、22条1項、21条1項3号）。ただし、Eが当該虚偽記載を知って有価証券を取得した者である場合及びQが当該証明をしたことについて故意又は過失がなかったことを証明した場合には、同責任を負わない（24条の4、22条1項、2項、21条2項2号）。